

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月1日

京都市長 松井孝治

京都市規則第24号

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(京都市区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款中第29号を第30号とし、第9号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 児童福祉法による家庭支援事業の利用の勧奨及び支援並びに当該事業による支援の提供に関すること。

(京都市区役所支所事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款中第29号を第30号とし、第9号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 児童福祉法による家庭支援事業の利用の勧奨及び支援並びに当該事業による支援の提供に関すること。

(京都市区役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第3条 京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第67号を第68号とし、第32号から第66号までを1号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の1号を加える。

(9) 児童福祉法による家庭支援事業の利用の勧奨及び支援並びに当該事業による支援の提供に関すること。

(京都市事務分掌規則の一部改正)

第4条 京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項第1号中「子育て短期支援事業」の右に「、養育支援訪問事業」を、「小規模住居型児童養育事業」の右に「、子育て世帯訪問支援事業」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)